

(外国籍市民用) 日本国内でこどもが生まれた時の手続き一覧

届出人：父または母

必要な手続き	提出窓口	持つて行くもの	注意事項
□ 出生届	市民課 (本館1階 ①)	・出生届（出生届と出生証明書は出産した病院でもらいます。 出生証明書は出産した病院の先生が記入します）	生まれた日を含め 14日以内 に届出してください。
□ 住民登録	または支所・出張所	・母子健康手帳 ・届出人の本人確認書類（在留カードなど）	出生届と同時に手続きします。
□ 国民健康保険の加入	国保年金課 (本館1階 ⑧)	・届出人の本人確認書類	国民健康保険に加入している方が対象 住民登録のあとに手続きします。
□ 出産育児一時金 ※申請が必要な人	または支所・出張所	・別紙の「出産育児一時金」をご確認ください。	海外で出産する場合は出産した人が日本に帰国した後に申請してください。
□ 赤ちゃん訪問	こども家庭課 (本館2階 ⑬)	・QRコードから Webで申請してください。 	出生届から 1週間経過後 に手続きしてください。 体重が2,500g未満で生まれた赤ちゃんは必ず手続きをしてください。
□ 児童手当	こども家庭課 (本館2階 ⑬) または支所・出張所	・支給を受ける申請者の健康保険の資格情報のわかるもの ・届出人の本人確認書類（在留カードなど） ・マイナンバー確認書類 ・パスポート（国外から転入した保護者全員のもの） ・口座番号確認書類（支給を受ける申請者の預金通帳など）	○添付書類が不足していても、 生まれた日の翌日から15日以内 に申請してください。 期限を過ぎると手当の支給開始月が遅れます。
□ こども医療費助成	こども家庭課 (本館2階 ⑬) または支所・出張所	・こどもの健康保険の資格情報のわかるもの ・届出人の本人確認書類（在留カードなど） ・マイナンバー確認書類 ・パスポート（国外から転入した保護者全員のもの）	○添付書類が不足していても、 生まれた日を含め14日以内 に申請してください。 期限を過ぎると支給開始日が出生日からではなく、申請日となります。
□ ごみ指定袋の 交付申請	廃棄物対策課 (本館1階 ⑫) または支所・出張所	・母子健康手帳 ・届出人の本人確認書類（在留カードなど） ・マイバッグなど	
□ 在留資格取得許可申請	広島出入国在留管理局	・出生届記載事項証明書または出生届の受理証明書 ・家族全員記載の「住民票の写し」 ・父母の在留カード ・父母のパスポート ・母子健康手帳 ・父母の課税証明書 ・父母の納税証明書	出生した日を含め 30日以内 出生した日から 60日 を経過して在留資格を取得していない場合は、住民票が抹消され、国民健康保険や児童手当などを受けられなくなります。
□ パスポートの 発行申請	こどもの国籍国である 在日大使館（領事館）	詳細は、在日大使館（領事館）に確認してください。 ※パスポートの発行申請は、在留資格取得申請後でも大丈夫です。	

【例】2026年3月1日（日）にこどもが日本国内で生まれた場合

①出生届と住民登録：3月16日（月）までに手続きをしてください。生まれた日を含め14日目の3月14日は土曜日、翌日3月15日は日曜日のため、翌開庁日の16日が届出期間の末日。3月2日（月）、3月3日（火）に生まれた場合も3月16日（月）が届出期間の末日。

②児童手当：3月16日（月）までに手続きをしてください。

③こども医療費助成：3月16日（月）までに手続きをしてください。

④在留資格取得許可申請：3月30日（月）までに手続きをしてください。